

平塚市まちづくり条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

——— 改正部分

旧	新	改正要旨
<p>(防犯街路灯の整備基準)</p> <p>第52条の3 条例別表第1第11項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第25条第1項第1号から第3号までに掲げる開発事業のうち、専用住宅を含む建築を目的とするものであって、次のアからウまでのいずれかに該当する場所があるときは、別に定める基準により防犯街路灯を設置しなければならない。</p> <p>ア <u>開発区域内及びその周辺道路であって、既存の公益照明からの設置間隔が40メートルを超えている場所</u></p> <p>イ <u>開発区域内の奥行きが35メートル以上の袋路状道路であり、かつ、開発区域内の宅地又は開発区域に接する宅地が5戸以上接する道路のある場所</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(防犯街路灯の整備基準)</p> <p>第52条の3 条例別表第1第11項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第25条第1項第1号から第3号までに掲げる開発事業のうち、専用住宅を含む建築を目的とするものであって、次のア又はイのいずれかに該当する場所があるときは、別に定める基準により防犯街路灯を設置しなければならない。</p> <p>ア <u>開発区域内及びその周辺の公道(開発区域内の道路として市に帰属することとなる場所を含む。)であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場所</u></p> <p><u>(ア) 既存の公益照明からの設置間隔が25メートル以上の場所</u></p> <p><u>(イ) 既存の公益照明からの設置間隔が25メートル未満の場所であって、別に定める基準により市長が設置の必要があると認める場所</u></p> <p>イ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>防犯街路灯の整備基準を見直す。</p>